

2011.3月

240

川崎南法人会だより

法人会NEWS

発行所/社団法人川崎南法人会
編集兼発行人/広報委員会

川崎市川崎区宮前区8-15(パールビル3F)
<http://www.km-hojinkai.or.jp>
Eメール km-hojin@km-hojinkai.or.jp

TEL:044-233-4852-8904
FAX:044-245-0023

国税
平成
23年
から
のご案内
● 中学生の
「税についての作文」
● 新年賀詞交歓会
活動報告

～心臓病
予防・治療最前線～

2 4 5 6 7

● 税のQ&A
● 新入会員のご紹介
● 南法人会からのご案内
行動する法人会

8 9 10 11 12

イタリアをテーマにした街「ラ チッタデッラ」エンターテイメントの町、映画館、ショッピングセンター、ライブホール、レストラン等、複合商業施設



消費税期限内納付
法人会 一声運動

川崎南法人会だより「法人会NEWS」のバックナンバーは
ホームページでご覧になれます。

「ラ チッタデッラ」

平成22年分 確定申告

○申告所得税

○消費税・地方消費税(個人事業者)

納税は 期限内に



申告所得税▶

消費税・
地方消費税▶
(個人事業者)

納期限

平成23年
3/15
(火)

平成23年
3/31
(木)

振替日
振替納税の場合

平成23年
4/22
(金)

平成23年
4/27
(水)

振替納税(口座振替)は
便利で安全な納税方法です。
是非ご利用ください。

* 納期限までに納付がない場合は、延滞税がかかります。
* 振替納税をご利用の方は事前に預貯金残高をご確認ください。残高不足等で振替ができない場合は、納期限の翌日から納付日までの延滞税がかかります。

詳しくは国税庁ホームページをご覧下さい

www.nta.go.jp

国税庁

検索





国税の納付手続について

納税者の皆様には、所定の期限までに所轄の税務署へ申告書を提出していただくとともに、納付する税額がある場合は、納期限までに金融機関又は所轄の税務署で自ら納付していただく必要があります。申告書の提出後に、別途、税務署から納付書の送付や納税通知書等のお知らせはありませんので、ご注意ください。

なお、納期限は、申告書の提出期限と同じ日です。

納付には…

①振替納税が便利です！

申告所得税や個人事業者の消費税・地方消費税は、金融機関の預貯金口座からの引き落としにより納付できる振替納税がご利用になります。振替納税は、一度手続をしていただければ、継続してご利用いただけます。便利で安全な納税方法ですので、是非ご利用ください。

なお、すでに振替納税をご利用の方で、転居等により申告書の提出先の税務署が変わった場合には、新たに振替納税の手続が必要になります。

②電子納税のご利用を！

電子納税を利用すると、金融機関の窓口に出向くことなく、インターネット等を利用して国税を納付することができます。ご利用に当たっては、事前にe-Taxの開始届出書を提出し、利用者識別番号の発行を受ける必要があります。

●インターネットバンキング等による電子納税

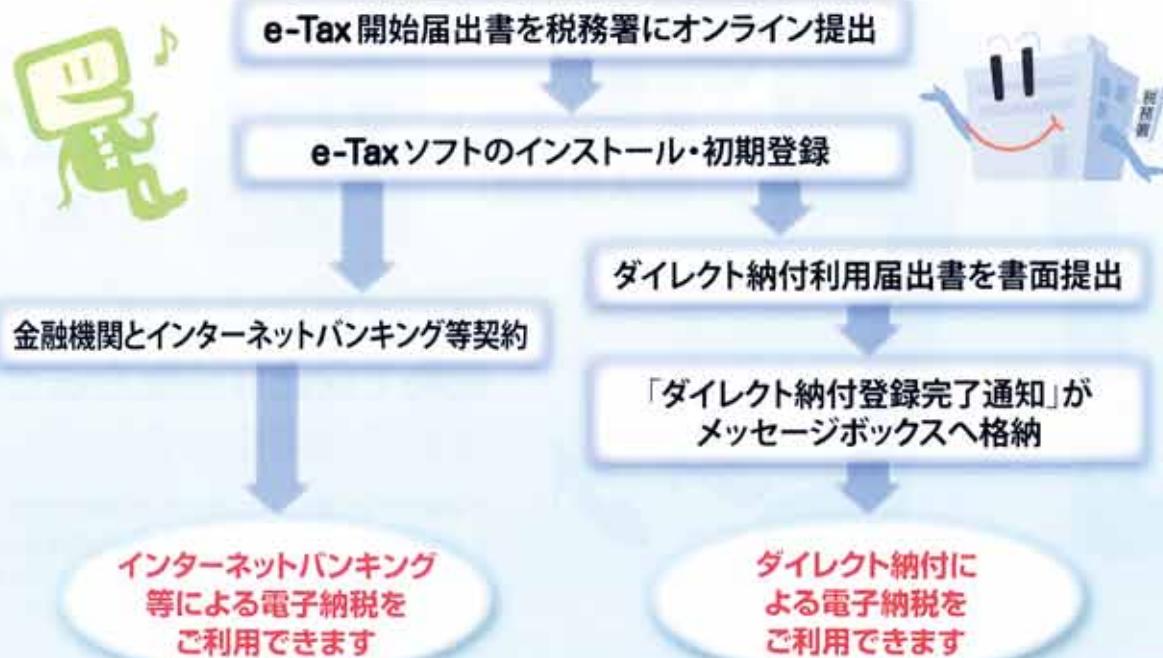
インターネットバンキングやATM(利用可能なものにはペイジーマークを表示)等を利用して国税を納付することができます(ATMを利用する場合を除き、金融機関とインターネットバンキング等に関する契約を行う必要があります。)。

●ダイレクト納付による電子納税

事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告を行った後、簡単なクリック操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は納付日を指定して国税を納付することができます。

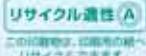


電子納税の利用手続のご案内



ダイレクト納付ご利用の際の注意事項

ダイレクト納付利用届出書を提出してから利用可能となるまで1か月程度かかります。このため、確定申告期間中に利用届出書を提出いただいた場合、本年の確定申告に基づく納税にはご利用いただけないことがありますのでご注意ください。



平成23年

新年賀詞交歓会

平成23年新年賀詞交歓会が1月13日(木)川崎日航ホテルに於いて、ご来賓、会員を合わせ150名が出席し開催されました。

南郷総務委員長の司会により伊東副会長の開会の挨拶で始まり、最初に主催者を代表して山下秀男会長より新年の挨拶、続いてご来賓の紹介、ご来賓を代表して川崎南税務署長の鎌田正幸様、川崎商工会議所副会頭の重見憲明様の祝辞に続き藍綬褒章、川崎南税務署長表彰、川崎南税務署長感謝状表彰、神奈川県川崎県税所長納税奨励表彰を受彰された役員の方々への花束贈呈式を行った。続いて川崎南税務署副署長三村久夫様の乾杯のご発声により祝宴が始まり、ご来賓、役員、会員等挨拶話など交流が深まり、盛大に行われました。



山下秀男 会長 挨拶

鎌田正幸 税務署長 挨拶

協会けんぽ加入者のみなさまへ

全国健康保険協会 協会けんぽ 神奈川支部

平成23年4月からの健康保険料率が引き上げられます。

会社にお勤めの方は、3月分（4月納付分）から任意継続被保険者の方は4月分から

昨年春には保険料率の大幅な引き上げを行いましたが、その後も財政状況は依然として厳しく、また現在抱えている累積債務を着実に解消する必要があることから、本年も引き上げが避けられなくなりました。企業の厳しい経営環境や家計の状況の中、また景気の先行きも不透明な中、大変心苦しく思っております。

現 状

9.33%

平成23年4月

9.49%

介護保険料（40歳以上65歳未満の方）も全国一律にて1.50%から1.51%に改定されます。

標準報酬32万円の場合の増加額は、労使で月額512円となります。また、介護保険該当者（40歳以上65歳未満の方）の場合の介護保険の増加額は、労使で月額32円となります。

協会けんぽ神奈川支部

〒240-8515 横浜市保土ヶ谷区神戸町134 横浜ビジネスパークイーストタワー2階
TEL 045-339-5533(代表) URL <http://www.kyoukaikenpo.or.jp>

インターネット検索サイトより
「協会けんぽ」と入力してください

中学生の「税についての作文」

租税教育推進活動の一環として納税貯蓄組合総連合会並びに関係協力団体が中学生の「税についての作文」募集で今回も川崎区・幸区の中学校から多数の作品が寄せられ、川崎南税務署長賞をはじめ川崎区長賞、幸区長賞など各団体賞があり厳正な審査の結果、当川崎南法人会会长賞に川崎市立大師中学校3年生、久河美夢さんの作文が選ばれましたので紹介します。

税金は「会費」である

川崎市立大師中学校 三年 久河 美夢



税金は、私たちが健康で豊かな生活を実現していくための、いわば「会費」である。私は最近まで税金についてはほとんど知らなかつた。でも、この作文を書くにあたつて調べてみて、この文を読み疑問を持つた。税は、会費であるという。会費というならば、学校の部活動会費、又は好きなアイドル等のファンクラブの会費というように、身近にたくさん存在している。しかし私は、家で父や母が、税金は難しいし、嫌だと言つて、いるのをよく耳にする。それはとても重い言葉に感じた。このように、大人でも難しいような税が、本当に会費と同じようなくして動いていいのだろうか。もし、そなら、無くなつては駄目なのだろうと思う。部費に例えれば、無くないつたら、部活が出来ない。部活に必要なものも買えないし、遠征や演奏会に行く時の交通費も出なくなる。では、国単位で大切と言われる税金がなくなつたら、国はどうなつてしまふのか。調べてみると、まず、公共サービスがすべて有料化されるという。救急車も、ごみ収集も、医療費も自己負担。交番で道を聞くだけにしても有料。つまり、私が吹奏楽部で学校の楽器を借りて吹くにしろ、有料になるということになる。更に驚くことは、公務員がいなくなり、立法、行政、司法が全く行われなくなるということだ。つまりは、誰も法や規則を守らなくなるということに繋がる。そして腕つ節だけがものをいう世界が到来するというのだ。こうなつてはもう、豊かな国日本が、面影もなく消え去つてしまつて、いる。日本が日本ではない。皆、安全な暮らしれない。健康でも、いられなくなるのだ。そこには、大きな税金がなくなると、今紹介した、公共サービスが全て有料化されると、国を動かす人が、世の中にいなくなつてしまつて、そのことがわかる。他にもきっと、生活に影響を及ぼす何かが起こる。調べてみて、どれだけ税金がかかるのか、を感じることができた。そして理解が間違つていないうことでも、理解が間違つていないうことを知ってしまった。しかし世の中には色々な人がいるもので、税金なんか払わないと言う人もいるはずである。確かに自分に直接メリットがあるわけではないから、そう思うのも無理はない。でも、払わなければ、自分の豊かな生活は無くなるといふことを知つてしまふ。自分の豊かな生活は無くなるといふことを思つてしまふ。まだ未だ未知の世界にある税という存在。種類もたくさんあるし、確かに難しいものではある。確かに費用と、直接的なメリットがあるけれど、間接的な見えないメリットをきちんと感じてほしい。又、一人は皆のために、皆は一人のためには税金を払えるよう循環する社会が作られる。このように循環するのが、たまに思つてほしいと私は思う。



山下会長より会長賞贈呈

労働保険事務組合

川崎労務管理協会に加入しましょう

川崎労務管理協会は厚生労働省の認可をうけ労働保険事務組合を併設しております。

事務組合は事業主の皆さんに代わって労働保険の事務処理をする団体です。是非川崎労務管理協会へ事務委託されますようお願いいたします。

1) 委託できる事業主（中小企業主）

常時使用する労働者が

- 金融・保険・不動産業・小売業(飲食業を含む)
50人以下
- 卸売業又は、サービス業は
100人以下
- その他の事業は
300人以下

2) 事業主に代わって行う事務・手続きは

次のような「労働保険」にかかる事務を行い、労働基準監督署やハローワークへの事務手続きを代行いたします。

- 労働保険料（概算保険料、確定保険料）にかかる申告及び納付についての手続き
- 「労働保険」の加入にかかる手続き（保健関係成立届、事務所設置届）
- 労災保険の特別加入の申請等の手続き
- 雇用保険の被保険者に関する届出等の手続き
- その他の労働保険についての申請、届出、報告等の手続き

川崎労務管理協会

川崎市川崎区榎木町7-2 (日窓ビル2階)
TEL044-211-2652 FAX044-211-2653
E-Mail kawarokyo@galaxy.ocn.ne.jp

東支部合同「日帰りバス研修旅行」

日 時：平成22年12月2日（木）
 場 所：JAL整備工場 他
 参加者：21名



法人税「確定申告書の書き方研修会」

日 時：平成23年1月17日(月)～5日間
 会 場：川崎信用金庫本店 会議室
 講 師：川崎南税務署 法人課税第1部門
 名倉 光明 上席国税調査官



南支部合同「税務研修会・講演会」

日 時：平成22年12月6日（月）
 会 場：カメリアホール
 研修会：「税務行政の現状」
 講 師：川崎南税務署 法人課税第1部門
 名倉 光明 上席国税調査官
 講演会：「開運手相学」
 講 師：手相家・開運指導士
 小菅 昭子 先生



源泉部会研修会

日 時：平成23年1月26日（水）
 会 場：川崎市教育文化会館
 演 题：「労務管理からのメンタルヘルス対策」
 講 師：特定社会保険労務士
 佐野 好夫 先生



法人会 インターネットセミナーのご案内

川崎南法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<http://www.km-hojinkai.or.jp/>



川崎南法人会のホームページから無料でセミナーが受講できます。お好みのセミナーをパソコンから選んで頂き、マウスでクリックするだけで、「映像」と「音声」による本格的セミナーが受講できます。

●利用できる方

川崎南法人会会員企業（一部のセミナーは一般の方もご利用できます）

●利用方法

川崎南法人会ホームページから一般の方は8タイトル、会員の方は、会員専用サイトにIDとパスワードを入力してログイン後、80タイトル150本以上のセミナーがご覧いただけます。

ID・パスワードは

会員ID : hjo215 パスワード : 4852

80タイトル150本以上のセミナーが無料で受講できます

～心臓病 予防・治療最前線～

日本人の死因の第2位は心臓の疾患です！



川崎幸病院副院長
心臓病センター長
塚本喜昭



今年の冬も病院の救急外来に胸痛を訴えて来院される患者さんが多くいらっしゃいます。救急外来の胸痛では、特に3つの疾患を見逃さないことが重要と言われています。「急性心筋梗塞」「大動脈解離」「肺動脈血栓塞栓症」です。他にも逆流性食道炎や肋間神経痛など胸痛の原因となる疾患はありますが、上記の3つは命に関わることが多い疾患だからです。

とくに前者2つは、冬季に増える印象があります。急性心筋梗塞は、心臓を取り囲むように冠状に走っている動脈（冠動脈）のブラーク（血管の中のコレステロールの塊のようなもの）が破裂したり、びらんのため冠動脈内で血栓が作られ、それにより冠動脈が閉塞することによりおこります。

急性心筋梗塞がどうして冬季になると増えるのかは、きちんと証明されていませんが、やはり寒さ（あるいは屋内と屋外の温度差）により交感神経が緊張して、血管のトーンが変化したり、血圧が上昇することが影響しているのではないかと考えられます。実際には冬の寒さの中だけではなく、暖かくなったけれども急に冷え込んでくるような季節の変わり目の時期の方が心臓には負担がかかっているとも言われています。

人間の体は自律神経の働きで体温を一定に保っています。このため暑い時には身体の表面に近い細い血管を大きく広げて、血液を多く流し熱を体の外に逃がします。反対に寒い時には血管を縮めて、血管の中を流れる血液を減らすことにより熱が体の外に逃げないようにします。血管が縮んで細くなると、心臓はより大きな力で血液を送らなければならないため血圧が上がります。暖かい室内から急に寒い屋外に出た時のように急激な温度変化が起きると、人間の体は熱を逃がさないように血管を縮め、それにより血圧が上がる事になります。血圧が上がると心臓は大きな力が必要なため負担が増えて、心不全等の病気を引き起こす危険があります。

暖かくなったと思ってもまだまだ三寒四温が続きます。気温変化そのものを避けることは難しいですが、屋内でもトイレや脱衣所の室温を上げておいたり、急に冷え込む日には十分保温を心掛けて外出したりして、温度差の少ない生活をすることが重要かと思われます。

どうか心筋梗塞に至る冠動脈狭窄のシグナルを見逃さないでください。前胸部の圧迫感や締め付けられる感じまた、労作時の息切れや冷や汗などを感じたら、すぐに医療機関を受診してください。現在は、外来でもCT検査を用いて、かなりのレベルまで冠動脈の狭窄を調べができるようになりました。どうぞ、お気軽にご相談ください。



【川崎幸クリニック 循環器科 担当表】

	月	火	水	木	金	土
午前	津田	猪原	笹島・高橋	山㟢	工藤・大関	担当医交代制
午後	村井	塚本	村井・塗木・笹島	山形	工藤	-----
夕診	-----	-----	大村	相澤	-----	-----



川崎市幸区南幸町 1-27-1

TEL 044-511-2112



資本所得課税の始まり、地ならし?!

税理士・CFP® 越智浩

Q. 株式譲渡損失と株式配当収入

昨秋、長引く不況の影響により会社（私が代表取締役を務めています。）の業績が悪化したため、私個人所有の株式を売却して換金化し、会社に貸し付けて資金繰りに用立てました。ちょうど株価も下落傾向にあったため、かなりの売却損失が生じたことを記憶しています。

年を越して、証券会社から平成22年分特定口座年間取引報告書が送られてきました。そこには、（上場）株式の売却損100万円から配当金収入15万円が差し引きされて、マイナス85万円と記載されました。

確定申告の時期も近付いてきましたが、（上場）株式の譲渡損益と配当金はどう課税され、どう申告すればよいのでしょうか。

A. 資本所得課税の入口…インカムゲインとキャピタルロスの相殺

平成21年分以降、上場株式の配当について申告分離課税を選択した場合、上場株式等の譲渡損失と損益通算（＝プラスとマイナスを和）することが認められるようになった。また、平成22年分以降は、特定口座（「源泉徴収あり」を選択）内での上場株

式等の配当等と譲渡損失の通算が認められている。上記設例の特定口座年間取引報告書は、まさにその通りの記載となっている。

現行税制における『株式の配当等と譲渡損益の通算』は、下記の表のようにまとめられる。

益(プラス) 損(マイナス)	上場株式等の 譲 渡 益	上場株式等の 配 当	公募株式投資信託			非上場株式等の 譲 渡 益	非上場株式等の 配 当
			期中分配金	解約・償還差益	譲 渡 益		
上 場 株 式 等 の 譲 渡 損	○	○	○	○	○	○	×
公募株式投資信託の解約・償還損	○	○	○	○	○	○	×
公募株式投資信託の譲渡損	○	○	○	○	○	○	×
非 上 場 株 式 等 の 譲 渡 損	○	×	×	○	○	○	×

平成22年分の確定申告において、上場株式の配当について申告分離課税を選択し、損益通算してもなおマイナスである上場株式等に係る譲渡損失については、翌年以後3年間にわたり、確定申告することにより『株式等に係る譲渡所得等の金額』及び『上場株式等に係る配当所得の金額』から繰越控除（プラスとマイナスの相殺）することができる。いわゆるキャピタルロスをインカム及びキャピタルゲインと相殺することにより、源泉徴収税額（現在、所得税7%・住民税3%）の還付が期待できる制度となっている。なお、平成20年分以前と同様、上場株式等の配当等について①申告不要とするか、あるいは、②配当所得として総合課税され、配当控除制度（税額控除）の適用を受ける選択肢も残されている。最終的には、当年分の給与等他の所得金額及び課される税率の水準、将来の予想投資収益及び税率変更などを総合勘案して選択適用の上、確定申告することになると思われる。

近年、株式投資のみならず、投資信託の銀行窓口購入や変額個人年金・確定拠出年金制度などに見

られるように、個人の資産形成及び将来への備えについて『貯蓄から投資へ』と大きく舵が切られた。とすると、投資・ファイナンス理論にある通り、投資金額が投資期間中のインカムゲイン・ロス（毎年の損益）とキャピタルゲイン・ロス（処分損益）との合計額を上回るかどうかが所得であり、資産形成・蓄積であると考えられる。個人所得税においては、資本所得という考え方の始まりである。北欧スウェーデンでは、すでに1990年代に導入されている（土井丈朗編『日本の税をどう見直すか』日本経済新聞社刊）。

設例にある上場株式の配当収入と譲渡損失の損益通算は、資本所得に対する課税方法のほんの一部である。なぜなら、株式投資のみを取り上げてみても非上場株式の配当収入と譲渡損失の損益通算は認められていないのであるから。はたして、他の資本所得、例えば、不動産所得と不動産譲渡損失の損益通算…といったものも認められるようになるのだろうか。

● 神奈川県からのお知らせ ●

法人の県民税・事業税の超過課税について

県では、特別な財政需要に対処するため、企業の皆さんの特別なご負担により、法人の県民税・事業税の超過課税を実施してきました。

今回、活用目的を「道路等の社会基盤整備」に重点化した上で、新たな超過課税を今後5年間実施することが、県議会で議決されました。

この5年間は、「さがみ縦貫道路（圏央道の県内区間）」の開通などが予定されており、幹線道路のネットワーク整備にとって最も重要な時期です。超過課税の財源を有効に活用し、地域経済の活性化や県民生活の利便性向上、安全・安心の確保を図っていきます。

超過課税の内容

適用期間	平成22年11月1日から平成27年10月31日までの間に終了する事業年度						
税率 (従前と同じ)	<ul style="list-style-type: none"> 法人県民税〈法人税割〉／5.8%（標準税率は5%） 法人事業税／標準税率の5%増し（地方法人特別税と合わせた実質的な税負担） 						
中小法人に対する措置 (従前と同じ)	<p>中小法人における事業経営の健全な育成を阻害しないよう、資本金や所得金額など一定の要件を満たす法人に対しては、超過課税による税率ではなく、標準税率を適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>標準税率が適用される法人の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人県民税 〈法人税割〉</td> <td>資本金の額または出資金の額が2億円以下でかつ、法人税額が年4,000万円以下の法人</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>資本金の額または出資金の額が2億円以下でかつ、所得が年1億5,000万円（収入金額を課税標準とする法人にあっては、収入金額が年12億円）以下の法人</td> </tr> </tbody> </table>	区分	標準税率が適用される法人の要件	法人県民税 〈法人税割〉	資本金の額または出資金の額が2億円以下でかつ、法人税額が年4,000万円以下の法人	法人事業税	資本金の額または出資金の額が2億円以下でかつ、所得が年1億5,000万円（収入金額を課税標準とする法人にあっては、収入金額が年12億円）以下の法人
区分	標準税率が適用される法人の要件						
法人県民税 〈法人税割〉	資本金の額または出資金の額が2億円以下でかつ、法人税額が年4,000万円以下の法人						
法人事業税	資本金の額または出資金の額が2億円以下でかつ、所得が年1億5,000万円（収入金額を課税標準とする法人にあっては、収入金額が年12億円）以下の法人						

超過課税の活用

全県域において、県土の均衡ある発展に役立つ道路〔政令市域（横浜・川崎・相模原市）の自動車専用道路網などを含む〕を中心とした社会基盤の整備に活用します。

- 1 県土構造の骨格となる自動車専用道路網等の整備
- 2 地域の交流・連携を支える幹線道路網等の整備
- 3 安全・安心な道路環境の確保

お問い合わせ先

超過課税のこと、そのほか法人県民税・法人事業税に関することは、お気軽に下記までお問い合わせください。

今後とも、企業の皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いします。

〒210-8562 川崎市川崎区富士見1-1-2 神奈川県川崎県税事務所
電話 044-233-7351（内線232）－直税第一課－

新入会員のご紹介

(平成22年12月1日～平成23年1月30日)

支部名	法人名	代表者	所在地	業種	紹介者
南	城南産業㈱	岩井 正美	貝塚2-15-5	電子機器及び部品の組立並びに販売他	神奈川特殊車両㈱
南	㈱M A H A L O	三ツ橋富夫	渡田1-14-7	デイサービス	事務局
幸	㈲ライフタウン住販	奥山 淳子	鹿島田1148	不動産の賃貸及び売買	大同生命保険㈱

川崎南法人会 主要行事予定

3月



3月3日(木)	15:00～	第3回理事会	川崎市教育文化会館
3月4日(金)	13:30～	決算法人説明会	サンピアンかわさき
3月4日(金)	15:30～	県連青年部会連絡協議会セミナー	箱根湯本 吉池
3月7日(月)	13:30～	第3回総務委員会	川崎信用金庫本店
3月9日(水)		生活習慣病健康診断(2日間)	川崎市産業振興会館
3月9日(水)	11:00～	第6回広報委員会	コミュニティーハウスさくら
3月15日(火)	11:00～	組織委員会	川崎日航ホテル
3月15日(火)	17:00～	幸第3支部役員会	昭月
3月16日(水)	14:00～	源泉部会研修会	コミュニティーハウスさくら
3月17日(木)	11:00～	第2回厚生委員会	カメリアホール
3月17日(木)	13:30～	新設法人説明会	川崎信用金庫本店
3月23日(水)	16:00～	女性部会年度末研修会	コミュニティーハウスさくら

4月



4月5日(火)	16:00～	南第4支部総会	川崎電工㈱「大島クラブ」
4月6日(水)	11:00～	東第1支部総会	羽生庵
4月6日(水)	18:00～	幸第2支部総会	さいか屋「煌蘭」
4月7日(木)	11:00～	南第1支部総会	ことぶき寿司
4月7日(木)	18:00～	幸第1支部総会	
4月8日(金)	11:00～	東第2支部総会	川崎信用金庫大師支店
4月8日(金)	17:00～	幸第3支部総会	角鹿
4月11日(月)	11:00～	東第3支部総会	川崎信用金庫大師支店
4月12日(火)	11:00～	中央支部合同総会	カメリアホール
4月12日(火)	16:00～	南第3支部総会	ろばた「活っちゃん」
4月13日(水)	13:30～	決算法人説明会	川崎南税務署
4月13日(水)	18:00～	幸第4支部総会	山崎町内会館
4月14日(木)	11:00～	南第2支部総会	川崎信用金庫小田支店
4月18日(月)	14:00～	源泉部会研修会	川崎南税務署
4月19日(火)	11:00～	第1回総務委員会	川崎信用金庫本店
4月20日(水)	14:00～	源泉部会役員会	コミュニティーハウスさくら
4月21日(木)	11:00～	第1回常任理事会・理事会	川崎日航ホテル
4月21日(木)	14:00～	全国女性フォーラム宮城大会	仙台国際センター

5月



5月11日(水)	11:00～	第1回広報委員会	川崎信用金庫本店
5月11日(水)	16:00～	源泉部会総会	カメリアホール
5月12日(木)	13:30～	決算法人説明会	川崎南税務署
5月13日(金)	17:00～	青年部会第30回通常総会	カメリアホール
5月17日(火)	16:00～	女性部会第33回通常総会	カメリアホール
5月18日(水)	14:00～	源泉部会研修会	川崎南税務署
5月19日(木)	13:30～	新設法人説明会	川崎南税務署
5月23日(月)	14:30～	第44回通常総会	川崎日航ホテル
5月24日(火)	18:00～	初級簿記講習会(10日間)	コミュニティーハウスさくら

● 税務無料相談 ●

相談日

毎週火曜日 午後1時～3時

3月の相談日／1日(火)、8日(火)、15日(火)、22日(火)、29日(火)

4月の相談日／5日(火)、12日(火)、19日(火)、26日(火)

相談については、事前に事務局までご連絡ください。

場所

社団法人 川崎南法人会事務局 ☎ 044-233-4852
川崎区宮前町8-15 パールビル3F(宮前町バス停前)

● 法律無料相談 ●

相談日

毎月第2・4火曜日 午後1時～3時

お気軽にご相談ください

場所

横浜綜合法律事務所
横浜市中区住吉町1-2(スカーフ会館3F)
相談については事前に事務局までご連絡ください。
(☎ 044-233-4852)

行動する法人会



－平成23年度税制改正に関する提言－

全法連では、平成23年度税制改正に向け、政府、政党等に対して提言活動を行いました。



財務省

税制改正要望に関する団体ヒアリング

財務副大臣 峰崎 直樹 氏
財務大臣政務官 古本伸一郎 氏
他

民主党

財務金融部門会議

座長 古本伸一郎 氏
網屋 信介 氏、階 猛 氏
田中 直紀 氏、渡辺 義彦 氏
他



自民党

財務金融部会

部会長 林 芳正 氏
野田 肇 氏、今村 雅弘 氏
石井みどり 氏、佐田玄一郎 氏
阿部 俊子 氏、丸川 珠代 氏

公明党

税制調査会、財政金融部会

会長 斎藤 鉄夫 氏
部会長 竹内 讓 氏
石井 啓一 氏、大口 善徳 氏
竹谷とし子 氏



この他、参議院の比例代表選出議員に対し提言書を送付するなどの提言活動を実施しました。

～第44回 通常総会及び記念講演会開催のご案内～

「日本の政局と 地方経済の行方」

かわ むら こう じ

◆講師：ジャーナリスト **川村 晃司氏**

◆日時：平成23年

5月23日(月)

◆会場：川崎日航ホテル

◆内容：〈第一部〉通常総会
(2:30~3:50)

〈第二部〉記念講演会
(4:00~5:30)

〈第三部〉懇親会
(5:30~)



◆川村 晃司(かわむら・こうじ)氏 略歴

1950年青森県生まれ。

早稲田大学文学部卒業後、テレビ朝日入社。84年から89年までカイロ支局長を務め、イラン・イラク戦争を最前線で取材。帰国後、89年中国天安門事件を現地リポート、91年の湾岸戦争勃発時にはバグダッドで105日間の長期取材を敢行した。以後『ニュースステーション』報道デスク、ニューヨーク特派員を経て、99年～00年コロンビア大学客員研究員。現在は『やじうまプラス』のほか『ワイド！スクランブル』など各番組で特に外交、政治経済に強いコメントーターとして活躍中。

ドキュメンタリー企画『シリーズ特集・古い…』でギャラクシー賞、『今、我が子は』で民法連賞受賞。著書に『戦場記者の10年』他がある

【出演番組】テレビ朝日『ワイド！スクランブル』
テレビ朝日『やじうまプラス』
テレビ朝日『スーパーJチャンネル』
朝日ニュースター『愛川欽也のパックイン・ジャーナル』ほか

総会ご案内通知ハガキは、後日ご案内いたしますので、ぜひご出席ください。